

# 入所対象者と入所判定の仕組み

## 1 目的

静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針（平成15年1月23日付け長サ第312号）に基づき、特別養護老人ホーム白寿園（以下「本施設」という）の施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるための基準を明確にし、施設入所の円滑な実施を図ることを目的としています。

## 2 優先入所方針

優先入所は、別表の入所申込者評価基準により算定された、合計点数の高い順に決定します。

## 3 優先入所検討委員会

### (1) 優先入所検討委員会の設置

本施設に優先入所順位の決定をするため、特別養護老人ホーム白寿園優先入所検討委員会（以下「委員会」という）を設置します。

### (2) 委員会の構成

委員会の委員は、施設長、事務長、生活相談員（施設介護支援専門員）、統括主任、ユニットリーダー、看護職員、白寿園居宅介護支援事業所管理者、磐田市南部包括支援センター長及び白寿園の本施設職員並びに施設長が選任する本施設職員以外の第三者の委員で構成しています。

### (3) 委員会の招集

ア 委員会は施設長が招集し、委員会の議長は施設長が務めます。

イ 施設長に事故あるときは、生活相談員が職務を代理します。

## 4 優先入所決定の手続

### (1) 優先入所申込みの受付

ア 本施設への入所申込は、入所申込書（様式1）により行う。なお、入所申込書の有効期限は3年とします。

イ 本施設は、入所申込書に基づき、入所申込者名簿（様式2）を作成します。

### (2) 入所申込者の調査

施設は、優先入所調査票（様式3）により入所申込者の状況を調査します。

### (3) 優先入所順位の決定

委員会は、優先入所調査票及び入所申込者名簿等の調査結果に基づき優先入所の順位を審査決定し、これに基づく優先入所順位名簿（様式2）を作成します。

### (4) 入所の決定

ア 本施設は、委員会において優先入所順位の決定を受けた入所申込者について、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第6条第5項に基づき、入所申込者の心身の状況等を把握の上、入所を決定します。

イ 本施設は、市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の措置による入所の委託があった場合には、他の入所申込者に優先して入所を決定します。